

多摩社会人テニス協会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、多摩社会人テニス協会（以下 本会という）と称する。
- 第2条 本会は、多摩地区における社会人テニスの普及発達と、技術の向上を目途とし、併せて相互の親睦を図り、スポーツ精神の振興に資することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成する為、総会の決議に基づき、第三章に定める事業を行う。
- 第4条 本会は、第二章に定める加入団体をもって組織する。
- 第5条 本会は、事務所を会長宅に置く。

第二章 加 入 団 体

- 第6条 本会の加入団体は次のとおりとする。
東京都多摩地区内に活動の拠点を有し、本会が定めた事業を多摩地区内で実施可能な、事業所同好会、地区居住者で組織する同好会、及び会員制クラブに所属する有志チーム、並びに、これらに準ずるテニス団体で、総会の決議により承認されたもの。
- 第7条 本会に加入を希望する団体は、理事長宛てに所定の書類にて申請しなければならない。加入は総会の承認を必要とする。
退会を希望する団体は、理由を明らかにした退会届を理事長まで届出し受理した時点で退会できる。
- 第8条 加入団体は、第13条 (1)および (2)の大会に出場するにあたり、毎年決められた登録締切日までに団体登録と選手登録を済ませなければならない。
選手登録は加入団体のチーム単位の登録とし、1チームの会員登録者数は、団体戦10名以上、**OL団体戦**6名以上でなければならない。
選手登録にあたっては、仕事を本業としない学生は登録できない。
また、**OL団体戦**の登録については多摩社会人テニス協会**OL団体戦**規程**第1条**による。
- 第9条 加入団体は、第10条に規定する入会金、年会費、第13条(1)および(2)の大会参加料を4月末日までに納入しなければならない。
年会費、大会参加料を決定する期日は、毎年決められた期日とする。
ただし、新規加入団体については、定時総会当日とする。
- 第10条 年会費等の金額は次のとおりとする。
(1) 入会金 10,000円
(2) 年会費 10,000円
(3) 団体戦参加料 1チームあたり 年間 5,000円
(4) **OL団体戦**参加料 1チームあたり 年間 3,000円
- 第11条 払い込みの入会金、会費及び参加料は、理由の如何に係わらず一切返却しない。
- 第12条 加入団体で、本会則に違反するか、本会の対面を傷つける行為があったと認められるときは、理事会の決議により除名又は罰則を科することができる。

第三章 事業

- 第13条 本会の事業は次のとおりとする。
- (1)春季 及び 秋季団体戦大会
 - (2)春季 及び 秋季OL団体戦大会
 - (3)オープンダブルス選手権大会
 - (4)総会で決定した(1)~(3)以外の事業

第四章 役員

- 第14条 本会に次の役員を置き、任期は定時総会翌日から翌年開催の定時総会迄とする。但し、再任は妨げない。

理事	15名以上40名以内
理事の内に、次の役職を定める	
会長	1名
副会長	4名(以内)
理事長	1名
副理事長	4名(以内)
理事長補佐、副理事長補佐	若干名
監事	2名

- 第15条 役員人事については、理事会が理事候補者を加入団体から募り、役職を定めた役員人事案を作成し、総会に議案として諮るものとする。理事を5年以上経験したものは、加入団体に帰属がなくても理事候補者としてすることができる。

- 第16条 役職の分担は次のとおりとする。
- (1)会長は、本会を代表して会務を統理する。
 - (2)副会長は、会長を補佐する。
 - (3)理事長は、会務執行を統括する。
 - (4)副理事長及び理事長補佐は理事長を補佐する
 - (5)理事は、総会の決議を執行し、会務を処理する。
 - (6)監事は、本会会計を監査し、総会、理事会にて報告する。

- 第17条 理事退任者は総会の決議により名誉会長又は顧問に推戴することができる。

第五章 総会

- 第18条 総会は、加入団体の代表者をもって構成する。

- 第19条 定時総会は、毎年1回3月に開催し、次の議案を決議する。
議長は会長又は会長が指名する。
- (1)当該事業年度の事業報告並びに収支決算
 - (2)翌事業年度の事業計画及び予算
 - (3)役員に関する事項
 - (4)新規加入団体に関する事項
 - (5)本会則の変更
 - (6)その他

定時総会開催案内は、2月末までに各団体代表者宛に総会資料とともに送付する。

- 第20条 臨時総会は、会長がその必要を認めたとき、議題を示して開催する。

- 第21条 総会の決議は、加入団体代表者の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長が決する。

- 第22条 総会への出席は、各団体の義務とする。

欠席した場合は事情の如何に拘らず 第13条(1)および(2)の春の大会に参加できない。

第六章 理事会

- 第23条 定例理事会は、毎年1回1月に開催し、次の議案を審議する。
- (1)当該事業年度の事業報告並びに収支決算
 - (2)翌事業年度の事業計画及び予算
 - (3)役員に関する事項
 - (4)事業運営／会則の見直し
 - (5)新規加入団体／脱会の報告、審議
 - (6)その他
- 第24条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席者の3分の2以上の多数をもって行う。
- 第25条 臨時理事会は、会長がその必要を認めた時、議題を示して開催する。議事の決定に関しては定例理事会と同じとする。

第七章 事業年度

- 第26条 本会の事業年度は、1月1日～12月31日迄とする。

第八章 附 則

- 第1条 本会則は、1985年4月1日より施行する。
- 第2条 本会則は、総会の議決によらなければ改定できない。また、改定内容については次年度総会に下線を施した会則を提出しなければならない。
- 第3条 **OL団体戦**に関する規程は、別に定める。
- 第4条 団体戦試合に関する規定は、1988年3月25日制定の実施規則による。
- 第5条 2003年3月15日一部改定
- 第6条 2004年3月13日会員資格を一部改定
年号を西暦に変更
- 第7条 2018年3月17日 名称変更
2018年3月17日 実態の活動に合わせる。
- 第8条 2019年3月16日一部改訂
- 第9条 2022年3月12日 OLリーグをOL団体戦に改定**

備考：下線項目は前年度総会での決定事項による改定内容